

## 鶴岡市市民農園設置・運営要領

### (設置の目的)

第1条 市民の交流、野菜づくり等の喜びを通じて、農業に対する理解を深めてもらうために、農業体験の場として、市民農園（以下「農園」という。）を設置します。

### (設置・運営者)

第2条 農園の設置・運営者（以下「設置者」という。）は、鶴岡市内の農業者のうち、農園設置用地として都市計画区域における用途地域内農地又は市街地周辺の農地で面積が概ね10アール以上の団地を有し、かつ、この農園について適切な農園管理ができるものとします。

2 設置者は、天災、盗難及び病虫害等による農産物の損害等について責任を負わないものとします。

3 農園の設置に係る区画の耕起、割付等の整備は、設置者が行うこととします。

### (入園資格)

第3条 農園に入園できる方は、野菜づくり等に、熱意のある鶴岡市民とします。

### (入園のあっせん)

第4条 市長は、入園希望者のあっせんを行うものとし、入園希望者が多い場合は、抽選等により決定します。

2 入園者が利用できる区画は、原則として一区画（約40㎡）とします。

### (入園期間等)

第5条 入園期間は、令和7年4月1日から令和9年12月31日までとします。

2 入園期間の途中において空き区画への入園を希望する場合は、残期間を入園期間とします。

3 入園期間の満了時には、入園者は、設置者が次期の農園開設に向けた耕起、区画割等に支障を及ぼさないように、区画内や周辺の環境を整備し、入園前の状態に戻すこととします。

### (入園料の納入)

第6条 入園決定通知を受けた方は、速やかに入園料を指定の郵便振替口座に納入します。

2 入園料は、原則として一区画当たり年間4,000円とし、1年ごとに支払うものとします。

3 入園期間の途中において空き区画への入園を希望する場合は、契約と同時に1年分

の入園料を支払うものとし、

#### (入園契約)

第7条 入園決定通知を受けた入園希望者は、入園契約書(別紙)に基づき、設置者と入園契約を締結するものとし、入園料を納付後に農園を利用することができるものとします。

2 入園契約に際しては、市長がこれに立ち会います。

3 利用状況によっては、入園期間の途中においても、入園契約を取り消すことができるものとし、

#### (農園の管理)

第8条 入園者は、農園の利用に際し、地上権、耕作権、その他一切の権利を有しません。

2 入園者は、自己の区画を第三者に使用させることはできません。

3 入園者は、農園を野菜や草花等の栽培以外の用途に利用することや農園内に施設等を設けることはできません。

4 入園者は、利用区画及び周辺の通路などの除草に務め、収穫物の残材(ビニール、プラスチックの支柱等)等は、各自で処理し、他の入園者の迷惑にならないようにします。

5 利用区画の境界は、作業上、支障のないように互いに譲り合い歩ける程度の間隔をとることとし、

6 農園の入園時間は、日の出から日没までとします。

7 野菜や草花の栽培に必要な種苗、肥料及び農具等は、入園者の負担とします。

8 入園者は、入園期間内に収穫出来るように計画的に栽培し、期間満了とともに利用区画を原状に復することとし、

9 入園者は、病気、転居、その他の理由により入園出来なくなった場合は、農園設置者に申し出るものとし、

付 則 この要領は、令和7年2月1日より施行する。